

役員等の報酬支給基準規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三友会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第12条の規定に基づき、この法人の評議員及び役員等の報酬並びに法人業務に携わった時の諸経費について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 役員等とは、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。
- (3) 報酬とは、個人の役割、職務内容に基づき、職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対して支給する報酬等は、役員等に対して、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、行政庁監査又は研修会（以下「会議等」という。）への出席に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。

- 2 監事には、前項のほか、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。
- 3 理事長には第1項の規定に係る報酬の他、別途理事長手当を支給する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、役員等で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

- 2 評議員以外の報酬総額は、年間10万円以内とする。
- 4 役員等の報酬の額は、別表第1に定めるとおりとする。

(報酬の支給日)

第5条 役員等の報酬については、職務執行の当日支払うものとする。

但し、第3条3項による理事長手当は、6月及び12月に支給する。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員等に支払う旅費は、別に定める旅費規程に定めた額とする。

2 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、社会福祉法人三友会の評議員会の議決を経なければならない。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年5月27日(評議員会の議決日)から施行する。

但し、第3条第1項及び第2項については、当面支給しないこととする。

別表第1 役員等の報酬の額 (第4条第4項関係)

役職名	報酬の額
理事長手当	年額 50,000円 (6月及び12月に分けて支給する)
評議員	会議等への出席の都度 : 1人一律 1000円
常勤役員	該当者なし (職員としての給与が支給される者を除く。)
非常勤役員	会議等への出席の都度 : 1人一律 1000円
監事	監査及び会議等への出席の都度 : 1人一律 1000円